

2020年度 営業開拓支援事業補助金 募集要項

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行により、顧客訪問や展示会出展等、対面による営業活動に制約が生じていることから、市内中小企業者等が、非対面出行う販路拡大や販売促進等の営業活動等に新たに取り組む費用に対して、それに係る費用の一部を助成します。

2. 募集期間

2020年10月1日(木)～2020年10月15日(木)

※ただし2021年3月19日(金)までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合があります。

※予算が終了次第、募集を締め切ります。(先着順)

3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- (2) 市税を滞納していない者であること
- (3) 市内に本社または事業所を有している者であること

4. 補助対象経費

非対面で行う販路拡大や販売促進等の営業活動等に新たに取り組む費用

【補助対象となる取り組み事例】

- ① 自社ホームページ新設費用
- ② インターネット販売システム（ECサイト）の構築費用
- ③ Web会社見学、工場見学等動画作成費用
- ④ オンライン展示会等で使用する動画作成費用
- ⑤ オンライン営業ツール初期導入費用
- ⑥ デジタルパンフレット作成費用
- ⑦ Web工場見学等、オンラインでのPRイベント実施費用
- ⑧ Web広告費用

※次に掲げる経費については、補助対象となりません。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 単なる既存ホームページの改修
- ・ パソコン、プリンタなど汎用性のあるものの購入費
- ・ 振込手数料
- ・ オンライン展示会出展費用（※受発注支援事業補助金を利用してください。）
- ・ その他、社会通念上不適切と認められる経費

5. 補助率等

補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限額 1企業につき30万円以内

※同一者での申請は年度内で1件とします。

6. 提出書類

【交付申請時】

交付申請書、補助事業実施計画書、収支予算書、見積書、その他必要とする書類

【実績報告時】

実績報告書、事業報告書、収支精算書、製作した成果物等の写し、領収書等支払いの証明ができるもの、市税完納証明書、その他必要とする書類

7. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

審査結果については、別途文書にて通知します。

8. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

9. 提出及び問い合わせ先

塩尻商工会議所 担当：太田 美絵

〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく 406

電話 0263-52-0258

FAX 0263-51-1388